

もしものときに備えて 9月1日は防災の日 8月30日～9月5日は防災週間



災害は、いつどこで起こるか分かりません。
被害を軽減するためには、日頃から備えをし、災害対応力を高めることが大切です。
「防災の日」を機会に、適切な行動がとれるよう家庭や地域での防災対策を再確認しましょう。

問 防災課 ☎ (93) 1114

災害への備え

自助 自らの命は自ら守る 個人や家庭での防災対策

家具などの転倒・落下防止 家具などは壁や天井に固定し、上には物を置かないようにしましょう。

避難口の確認 安全に避難できるように、出入口や通路には物を置かないよう心掛けましょう。

避難所の確認 避難所と非常時の連絡方法を家族で確認しましょう。

非常用持出品の準備 避難時の非常用持出品をまとめ、分かりやすいところに用意しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル 171

家族・親戚間での意思疎通を

地震などの大災害が発生したときは、安否の確認、見舞い、問い合わせなどで電話を利用する人が増え、電話がつながりにくい状態になります。家族全員で、災害時の避難場所を確認しましょう。また、災害時の連絡には、**災害用伝言ダイヤル「171」**を利用しましょう。これは、災害時、電話がつながりにくい状況になった場合に提供される、電話番号をメールボックスとして、情報を伝達するボイスメールサービスです。

災害用伝言ダイヤル171

新しい生活様式を踏まえた避難を！

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらない現状では、避難の方法も変化が必要です。

避難所は、人が集まると三密の状況にならざるを得ません。**「避難とは、難を避けることであり、必ずしも避難所に行かなくてはならないということではありません。」**

そのため、自宅が無事であれば在宅避難、親戚の家や友人の家が無事ならそちらに避難、車をお持ちの人は、安全なところで車中で避難など、避難行動を家族であらためて見直し、一人ひとりが感染リスクを考えた行動をし、災害から命を守りましょう。

防災・防犯メールの登録を！

市域で発表された気象情報や災害情報、緊急性が高い防犯情報と防災行政無線で放送をした内容などの情報を、いち早く入手できます。登録は無料（通信料は別途必要）で、手続きは簡単です。

携帯電話やパソコンから、次のアドレスに送信し、返信されるメールの内容に沿って登録をしてください。



info-tomisato@sg-m.jp

●迷惑メール対策をしている場合は、事前に「@sg-m.jp」のドメインから受信を許可する設定にしてください。

地震、その時10のポイント

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| ●地震時の行動 | ●地震後の行動 |
| ①まず身の安全を最優先に行動する | ⑥地域で大規模な火災が起きたら安全な場所に避難する |
| ●地震直後の行動 | ⑦テレビやラジオ、行政などから正しい情報を得る |
| ②落ち着いて火の始末をする | ⑧自宅の安全を確認してから、近隣の安否を確認する |
| ③あわてずに行動する | ⑨近隣で協力し合い、救出・救護する |
| ④窓や戸を開け出口を確保する | ⑩避難の前には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難する |
| ⑤門や扉には近寄らない | |

防災行政無線の放送 聞き逃してしまったらフリーダイヤルで確認を！

「防災行政無線情報フリーダイヤル」では、防災行政無線の放送内容を聞き逃したときに、固定電話や携帯電話から通話料無料で確認することができます。

フリーダイヤル いろいろろう くわしくろう
☎ 0120(114)994

耐震事業について

問・申込先 都市計画課 ☎ (93) 5148

住宅耐震相談会

市が委嘱した専門の相談員が施設などへ出向き、住宅の耐震について個別の相談にお答えします。

■日時・場所 9:00～12:00 / 13:00～17:00

※相談時間はおおむね45分

- ① 9月13日(日) 中央公民館 ※午後は依頼住宅も可
- ② 10月12日(月) 北部コミュニティセンター
- ③ 11月15日(日) 中部ふれあいセンター ※午後は依頼住宅も可

■定員 ①③各回10組、②14組

■持ち物 建築確認申請時の平面図など、住宅の間取りが分かるもの(建築確認通知書など)

■費用 無料

■申込 開催日の前週の木曜日までに電話で予約

木造住宅耐震診断費・耐震改修費・危険ブロック塀撤去費補助事業

①耐震診断費補助金

■補助金額 経費の3分の2(上限8万円) ■受付期間 12月25日(金)まで

②耐震改修費補助金

■補助金額 経費の3分の1(上限50万円) ■受付期間 11月27日(金)まで

③危険ブロック塀撤去費補助金

■補助金額 経費の2分の1または塀の長さ1m当たり8千円を乗じた額のいずれか少ない額(上限10万円) ■受付期間 11月27日(金)まで

※予算額に達した時点で終了となります。

※①、②は平成12年5月31日以前に着工された木造住宅が対象となります。

※③は危険ブロック塀に該当するか否かの事前調査があります。

※①、②、③いずれも契約前に申請が必要です。